

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	国民年金に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

杵築市は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

大分県杵築市長

公表日

令和7年1月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金に関する事務
②事務の概要	国民年金保険法に基づく国民年金第1号被保険者の各種申請・届出等の国の法定受託事務と国との協力連携に係る事務を行う。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①国民年金資格異動に関する事務 ②年金保険料納付・免除に関する事務 ③年金裁定請求に関する事務
③システムの名称	Acrocity国民年金 MICJET番号連携サーバ 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
国民年金情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年法律第27号) 第9条第1項別表46の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 (平成26年内閣府、総務省令第5号) 第24条の2
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民生活課
②所属長の役職名	市民生活課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 〒873-0001 大分県杵築市大字杵築377番地1 TEL 0978-62-1801
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市民生活課 〒873-0001 大分県杵築市大字杵築377番地1 TEL 0978-62-1806
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	-----------	---

8. 人手を介在させる作業

[] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	書類にマイナンバーを記載するときは、必ずマイナンバーカード等で確認している。 住基でマイナンバーを照会するときは、必ず4情報を確認している。	

9. 監査

実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査	[] 外部監査
-------	------------	------------	------------

10. 従業者に対する教育・啓発

従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	--------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> [十分である] 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	入手した特定個人情報が記載された書類は、施錠保管している。 特定個人情報が記載された書類の郵送は、追跡可能な移送手段を利用している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月31日	I 関連情報5.②所属長	市民課長	市民課長 河野 雄二郎	事後	
平成29年5月31日	IIしきい値判断項目1. いつ時点の計数か	2015/4/1	2017/4/1	事後	
平成29年5月31日	IIしきい値判断項目2. いつ時点の計数か	2015/4/1	2017/4/1	事後	
平成30年5月31日	I 関連情報5.②所属長の役職	市民課帳 河野 雄二郎	市民課長	事後	
平成30年5月31日	IIしきい値判断項目1. いつ時点の計数か	2017/4/1	2018/4/1	事後	
平成30年5月31日	IIしきい値判断項目2. いつ時点の計数か	2017/4/1	2018/4/1	事後	
令和1年6月26日	IIしきい値判断項目1. いつ時点の計数か	2018/4/1	2019/4/1	事後	
令和1年6月26日	IIしきい値判断項目2. いつ時点の計数か	2018/4/1	2019/4/1	事後	
令和1年6月26日	IVリスク対策	—	新様式による追加	事後	
令和1年12月6日	I 関連情報8. 連絡先	—	Eメールアドレスの削除	事後	
令和1年12月6日	IIしきい値判断項目1. いつ時点の計数か	2019/4/1	2019/10/1	事後	
令和1年12月6日	IIしきい値判断項目2. いつ時点の計数か	2019/4/1	2019/10/1	事後	
令和2年11月17日	I 関連情報5. 評価実施機関における担当部署①部署	市民課	市民生活課	事後	
令和2年11月17日	I 関連情報5. 評価実施機関における担当部署②所属長の	市民課長	市民生活課長	事後	
令和2年11月17日	I 関連情報8. 連絡先	市民課	市民生活課	事後	
令和2年11月17日	IIしきい値判断項目1. いつ時点の計数か	2019/10/1	2020/10/1	事後	
令和2年11月17日	IIしきい値判断項目2. いつ時点の計数か	2019/10/1	2020/10/1	事後	
令和2年11月17日	IVリスク対策8. 監査	[○]外部監査	[]外部監査	事後	
令和3年11月26日	IIしきい値判断項目1. いつ時点の計数か	2020/10/1	2021/10/1	事後	
令和3年11月26日	IIしきい値判断項目2. いつ時点の計数か	2020/10/1	2021/10/1	事後	
令和4年11月25日	IIしきい値判断項目1. いつ時点の計数か	2021/10/1	2022/10/1	事後	
令和4年11月25日	IIしきい値判断項目2. いつ時点の計数か	2021/10/1	2022/10/1	事後	
令和4年11月25日	IVリスク対策8. 監査	[]外部監査	[○]外部監査	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年11月15日	Ⅱしきい値判断項目1. いつ時点の計数か	2022/10/1	2023/10/1	事後	
令和5年11月15日	Ⅱしきい値判断項目2. いつ時点の計数か	2022/10/1	2023/10/1	事後	
令和5年11月15日	Ⅳリスク対策8. 監査	[○]外部監査	[]外部監査	事後	
令和7年1月27日	I 関連情報 3. 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号) 第9条第1項別表第一の31の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第5号) 第24条の2	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号) 第9条第1項別表46の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第5号) 第24条の2	事後	
令和7年1月27日	Ⅱしきい値判断項目1. いつ時点の計数か	2023/10/1	2024/10/1	事後	
令和7年1月27日	Ⅱしきい値判断項目2. いつ時点の計数か	2023/10/1	2024/10/1	事後	
令和7年1月27日	Ⅳリスク対策8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	—	十分である	事後	
令和7年1月27日	Ⅳリスク対策9. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か 判断の根拠	—	書類にマイナンバーを記載するときは、必ずマイナンバーカード等で確認している。 住基でマイナンバーを照会するときは、必ず4情報を確認している。	事後	
令和7年1月27日	Ⅳリスク対策11. 最も優先度が高いと考えられる対策	—	8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	
令和7年1月27日	Ⅳリスク対策12. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】	—	十分である	事後	
令和7年1月27日	Ⅳリスク対策13. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】 判断の根拠	—	入手した特定個人情報が記載された書類は、施錠保管している。 特定個人情報が記載された書類の郵送は、追跡可能な移送手段を利用している。	事後	